

報道関係者 各位

令和元年 7 月 25 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 須田 健二

賃金指導官 佐々木重徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和元年度第 3 回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、本年度第 3 回目の秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の諮問のほか秋田県最低賃金の改正決定の答申を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される秋田県最低賃金専門部会（金額審議のため非公開）の審議状況により、この日に答申されない場合があります。

また、秋田県最低賃金専門部会の審議次第で、秋田地方最低賃金審議会の開会時刻が変更されることがあります。

記

- 1 日 時 令和元年 8 月 5 日（月）専門部会終了後（午後 3 時 00 分目途）
- 2 場 所 秋田合同庁舎第 1 会議室（秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号）
- 3 議 題
 - （ 1 ）秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について（予定）
 - （ 2 ）秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
 - （ 3 ）その他

4 傍聴等申込要領

- （ 1 ）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、F A X 番号及び所属を御記入の上、F A X にて下記の宛先までお申し込みください。
（ F A X 番号 018-864-6370 締め切り：令和元年 8 月 1 日（木）12 時必着）
- （ 2 ）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
- （ 3 ）カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

(参考)

- 1 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低金額を国が定め、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- 2 最低賃金には次のものがあり、今回諮問される秋田県最低賃金は、県内の全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。
 - (1) 地域別最低賃金(臨時職員、パートタイマーやアルバイト等を含む全ての労働者に適用されるものです。) **時間額 762 円**
 - (2) 特定最低賃金(特定の産業の労働者に適用されるもので、秋田県では次の4産業について設定されています。)
 - 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金 **時間額 871 円**
 - 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金 **時間額 808 円**
 - 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金 **時間額 845 円**
 - 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 **時間額 838 円**

3 関係条文

(地域別最低賃金の改正等)

最低賃金法第12条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(地域別最低賃金の原則)

最低賃金法第9条第2項

地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならない。

最低賃金法第9条第3項

前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

最低賃金法第10条第1項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

4 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業

- (1) 「秋田働き方改革推進支援センター」(フリーダイヤル 0120 - 695 - 783) が設置され、経営面と労働面の相談に専門家が無料で応じます。
- (2) 「業務改善助成金」が創設され、賃金引上げに対応するための業務改善に要した費用の一部が助成対象になります。
- (3) 「キャリアアップ助成金」が拡充され、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。